

令和4年第1回定例会

(令和4年3月4日)

上川北部消防事務組合議会会議録

令和4年第1回上川北部消防事務組合議会定例会

開会 令和4年3月4日(金曜日) 午後2時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 消防行政執行方針
日程第4 議案第1号 上川北部消防事務組合消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 令和3年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第3号 令和4年度上川北部消防事務組合一般会計予算
日程第7 議会報告第1号 例月出納検査及び定期監査の結果報告について
日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(11名)

- | | | |
|-----|-----|-------|
| 議長 | 11番 | 東千春君 |
| 副議長 | 10番 | 岩崎泰好君 |
| 議員 | 1番 | 塩田昌彦君 |
| 議員 | 2番 | 大西功君 |
| 議員 | 3番 | 和田健君 |
| 議員 | 4番 | 平木総司君 |
| 議員 | 5番 | 玉田健君 |
| 議員 | 6番 | 倉澤宏君 |
| 議員 | 7番 | 小池豊君 |
| 議員 | 8番 | 小西邦広君 |
| 議員 | 9番 | 近藤八郎君 |

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局職員

- | | | |
|-----|---|------|
| 事務局 | 長 | 伊藤慈生 |
| 書 | 記 | 森雄馬 |
| 書 | 記 | 町英紀 |
| 書 | 記 | 田嶋大助 |
| 書 | 記 | 高嶋元治 |

1. 説明員

- | | |
|--------------|--------|
| 管理者 | 加藤剛士君 |
| 副管理者 | 山口信夫君 |
| 副管理者 | 谷一之君 |
| 副管理者 | 石垣寿聰君 |
| 副管理者 | 佐近勝君 |
| 消防参事(名寄市副市長) | 橋本正道君 |
| 会計管理者 | 鈴木康寛君 |
| 監査委員 | 鹿野裕二君 |
| 監査委員事務局長 | 紀國谷康子君 |
| 消防長 | 佐々木幸雄君 |
| 総務課長 | 渡辺敏史君 |
| 消防企画課長 | 谷口直寿君 |
| 名寄消防署長 | 遠藤豊明君 |
| 下川消防署長 | 土本繁美君 |
| 美深消防署長 | 吉田直茂君 |
| 中川消防支署長 | 金住隆君 |
| 音威子府消防支署長 | 上野孝広君 |

◎開会の宣告

○議長（東千春議員） ただいまより、令和4年第1回上川北部消防事務組合議会定例会を開会いたします。

全議員出席でございます。

(午後2時00分)

◎会議の宣告

○議長（東千春議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（東千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第87条の規定により、2番 大西功議員 3番 和田健 議員 を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（東千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期 定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、今期 定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

ここで、加藤管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議長のお許しを頂きまして、貴重なお時間を頂きます。ありがとうございます。

3月2日の午前8時頃、私の運転する自家用車が一時停止にも関わらず、左右をしっかりと確

認しないまま交差点に進入してしまいまして、左右からきた車両2台を巻き込む接触事故を起こしてしまいました。事故にあわれましたお二人、そしてご家族には心からお詫びとお見舞いを申し上げますとともに、ご心配、またご迷惑をおかけした消防をはじめ、関係者の皆様に重ねてお詫びを申し上げます。

私は地域において、交通事故防止、あるいは安全運転、防災を推進する立場にありながら、このような事故を起こしてしまったことは大変申し訳なく、深く反省をしております。

今後、このような事案を起こさないよう自身を強く戒め、信頼の回復に努めて参ります。申し訳ございませんでした。

◎消防行政執行方針

○議長（東千春議員） 日程第3 これより、令和4年度 消防行政執行方針を行います。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 令和4年第1回上川北部消防事務組合議会定例会にあたり、上川北部消防行政の基本的な方針と施策の概要を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るい約2年が経過しておりますが、オミクロン株の出現によりこれまでにない勢いで感染拡大が進むなど、予断を許さない状況が続いています。昨年においても、新型コロナウイルスの感染症により、各種訓練大会や研修、教育課程が全般的に中止や縮小を余儀なくされるなど、組合全体の活動に様々な影響がもたらされました。

そのような状況下にあっても、消防は、住民の安心・安全を確保するために、組織力と機動力を最大限に発揮し、多種多様な災害、社会情勢の変化による消防需要に、全力で応えていく必

要があります。

近年増加している水害も全国各地で発生し、とりわけ令和3年7月の集中豪雨においては、静岡県熱海市の土石流災害により26名が死亡し、8月の集中豪雨では九州地方を中心に、13名が死亡、住宅被害が8千棟を超えるなど甚大な被害が発生しています。

さらには、全国的に林野火災や倉庫などの大規模火災、放火によるビル火災で多くの死傷者が発生するなど、社会環境の変化により火災の様相も多様化しているほか、全国的に地震が頻発するなど、今後の発生が危惧されている南海トラフ地震、首都直下地震を含めた大規模災害に対応する広域応援、緊急消防援助体制の確立や技術・見識の向上が求められています。

防災・減災に対する住民の意識が高まる中で、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっており、災害や事故から住民の生命、身体、財産を守るためには、消防防災体制の充実強化を着実に推進していくとともに、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策に取り組み、安全を確保したうえで適切に業務を遂行していかなければなりません。このような諸情勢を踏まえ、住民の生命や生活を守り「安心・安全を実感できるまちづくり」のために、以下の施策を重点的に取り組んでまいります。

まず一点目は、消防防災体制の確立についてです。近年の気候変動の影響による気象災害や南海トラフ地震などの大規模地震の発生が危惧されるなか、適正な消防力を確保するため、消防車、救急車、消防職団員への装備や消防団ポンプ車など、老朽化する施設等を計画に沿って更新・整備を進め、効果的で効率的な消防活動ができるよう、適正な維持管理と運用の徹底に努めます。

広域応援体制の充実強化では、大規模・多様

化する各種災害に迅速・的確に対応するために、広域的な消防相互応援の即応体制の充実や防災関係機関との連携強化を図り、実災害に即した訓練、検証を行い、災害対応力の充実強化に努めます。令和4年9月には当組合を会場とし、道北ブロック11消防本部が一堂に会する「広域応援訓練研修会」の開催が予定されており、応援に向け、応援隊が迅速かつ効果的に活動できるよう体制の確保に取り組みます。さらに10月には青森県で開催される緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練に当組合から消火隊を派遣し、災害対応力の強化を図ります。

人材の育成については、令和3年度から2か年、職員1名を北海道消防学校へ教官として派遣し、各種災害に対応できるよう育成するとともに、実効性のある研修訓練を企画することで、災害対応力や指揮能力、リーダーシップ力の醸成など、今後も計画的な人材育成に取り組みます。

二点目は、火災予防対策の推進についてです。全国における出火件数と火災による死者数は大きく減少している傾向にありますが、一方で、住宅火災による死者数は65歳以上の高齢者の占める割合が7割と高水準で推移しており、さらなる高齢化の進展が見込まれるなかで、高齢者の死者数の割合は増加していくことが予想されます。

今後は、住宅における効果的な防火対策を高齢者やその家族が自ら行うことが重要であり、必要な情報の提供などを行う必要があります。このことから、広報活動等を通じ、高齢者の死者が発生した火災の分析を踏まえた「住宅防火いのちを守る10のポイント」を周知し、高齢者住宅防火対策を促進します。

また、住宅用火災警報器の設置が義務化され10年を経過しており、定期的な点検や老朽化し

た機器の交換など適切な管理が重要となっています。交換の際には、連動型や光を発するような付加機能のある機器なども紹介しながら、住宅用火災警報器の設置率の向上を図り、併せて消火器や防災品の普及も促すなど、様々な機会を捉え、適切な維持管理を促進します。

立入検査の充実強化では、査察方針及び査察計画に基づき立入検査を行い、重大な消防用設備等の未設置違反に対しては、火災発生の危険性が高いことから、違反対象物公表制度により利用される方へ迅速に公表するなど、早期の違反是正に努めます。

危険物施設における火災・流出事故は、全国的な施設数の減少に反して事故件数が増加していることから、事故の未然防止と被害の拡大防止のため、老朽化した施設の維持管理と危険物の貯蔵・取扱いについて、効果的な指導を行い、危険物施設の保安管理の徹底を図ります。

三点目は、救急体制の充実強化についてです。高度な救命処置が拡大しているなか、それに対応できる認定救命士を計画的に養成するとともに、教育指導体制の充実強化が必要であることから、指導的救命士の活用を促進し、専門化・高度化する救急活動に必要な知識や技能を向上させるための研修や訓練を実施します。

また、近年の激甚化する大規模災害・複雑化する特殊救急事故等に対応するため、各関係機関及びドクターヘリやドクターカーとの連携強化と救急対応能力の向上に努めるとともに、より効果的な救急救命処置を可能にするため、高規格救急自動車及び救命用資器材を計画的に整備します。

さらには、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送に対して、適切に対応するため、救急隊員へのワクチン接種を促進するとともに、感染防止資器材の確保に努めるほか、関係機関との

連携を図ることにより、救急需要の増加に備え、搬送困難事案を発生させないよう救急出動体制の維持に努めます。

応急手当講習や救急車適正利用の普及啓発については、住民や事業所などを対象に応急手当講習を積極的に開催し、応急手当の普及を推進します。救急車の適正利用では、全国版救急受診アプリ「Q助」など様々なツールを活用した啓発に取り組みます。

四点目は、消防団についてです。消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応性を特徴とし、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っており、地域の安心・安全確保のために果たす役割は極めて大きなものとなっています。防災・減災に対する地域住民の意識が高まる中で、災害から住民の生命と財産を守るためには、消防団を中核とした地域における消防防災力の充実強化を推進していく必要があります。

しかし、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に伴い、団員数の減少や平均年齢の上昇、なり手不足など、様々な課題を抱えており、地域における防災力の低下が懸念されています。当組合の令和4年1月1日現在の団員数は381人で、定数に対する充足率は85.2%となっていますが、消防団の充実強化を図るため、広報誌への掲載、イベントでの団員募集、公務員への働きかけ、女性消防団員の積極的な任用などを引き続き推進してまいります。

また、国から消防団員の報酬等に関する基準が示されたことに鑑み、報酬制度の見直しを行うなど、消防団員の待遇改善につながる措置を講じてまいります。

以上、令和4年の消防行政執行方針について

申し上げました。

これらの推進につきましては、誠心誠意努力してまいりますので、今後一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） 以上で令和4年度 消防行政執行方針を終わります。

◎議案第1号

○議長（東千春議員） 日程第4 議案第1号 上川北部消防事務組合消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第1号 上川北部消防事務組合消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国においては、全国的に消防団員数が減少していることや、災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇等に関する検討会が開催され、消防団員の適切な処遇のあり方に関する議論が行われてきたところです。この議論の結果として国から、消防団員の報酬等の基準が答申として示され、この基準に準じた処遇改善を行うよう助言がされているところです。この助言及び国から示された基準に基づき、これまで費用弁償として支給していた出動手当を出動報酬に改める必要があるほか、消防団員の処遇を改善し団員確保につなげる観点から、基準額を下回る内容について、国が示す基準額と同水準に改善するため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

近藤八郎議員

○9番（近藤八郎議員） 今回の条例改正の本質的なものは、消防団員の処遇改善という事で、従来の費用弁償としていた出動手当を報酬制度に移行するという極めて大きな改革の一環だと思います。そういう意味で何点か、組合議員として、地元の消防団員等に聞かれた場合は答えますので、3点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は確か報告書通りなら、団員と十分に協議をして内容を検討されて対応にあたって頂きたいという一文がしっかりと入っているように私は見受けております。従って、その辺のことについてですね、どのような経過があるのか、特に消防団長会とかそういう組織との協議経過についてももう少し詳しくお話を伺いたと思います。

2点目は、今回の改正による影響として考えられるのは、特に女性消防団のいわゆる所得税の控除と関係するんですが、この調査、検討の目的が、消防団員の士気高揚と、それと若い人、特に女性も含める若い人の団員のなり手が少ないということで、確保するというのが大前提になっていると思っています。そういった意味で、女性消防団が配偶者控除を受けられないというような条件になった時に、現在いる方でこの機会にそういうことであれば退団をしたいというような事が起きるかもしれませんし、将来的に女性消防団員の加入を勧誘する現場の消防の方はそういった事情を説明するとやはり尻込みしてなかなか女性消防団員の確保が難しくなるのではないかと思うので、その辺についての対応について今回の出動手当等になんらかの反映がされているのかどうかをお伺いしたい。

それと3点目、団員報酬の改定の考え方なんですが、今回は制度改正ということで、出動手

当を出動報酬にするということですが、もう一方で、今回の条例にも示されておりますが団員の報酬、これは昭和54年の4月に施行されて以降ですね、43年経過してずっと据え置いていると思います。出動手当では今回、基準に合わせて改正するという提案理由がありましたけれども、この出動手当もですね、平成7年の4月から久しぶりの改正、27年経過しているという中で、これについては制度改正と合わせてアップは合理的なのかと思いますけれども、ただ、消防団の報酬は据え置きというのはどういう理由ですることになったのか。あるいは、国の通知に基づいて基準の部分のみ見直すので、団員の報酬については検討してはいないというのであれば、そのようにお答えいただきたい。ただ、その場合はですね、消防団員の確保とか士気の高揚とか、そういう面では団員の報酬が43年も据え置きというのはどうなのかと思ひますので、もし議論されていればお答えいただきたいと思ひます。

○議長（東千春議員） 渡部総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） 私の方から、3点いただきましたご質問についてお答えしたいと思ひます。まず、制度改正にあたって消防団との協議がいかに行われてきたのかという部分でございませうけれども、まず、1点目に団長副団長が集まる会議において国の示している検討会で示された答申、そして国が示す基準、こういった内容についてご説明をさせていただきました。2点目としましては、各団長を集める会議を開かせていただきまして、その中でこの制度の改正についてお話をさせていただきました。各団長ですね、国の基準に基づく制度改正であるというのをご理解いただけておりましたし、実際に国の基準に合わせて今の出動手当、これを報酬に替えるということと、合わせてこの報酬の金額を今までの手当よりも国の示す基準に

合わせていく、そういった内容でご理解をそれぞれいただけてきた経過がございませう。

2点目にご質問いただきました、女性消防団員の事についてでございますけれども、議員ご指摘の通りですね、配偶者の扶養に入っている場合について、これについてはこれまで費用弁償として国の所得税法の中で、特例で認められている中で所得とは見做されていなかったんですけれども、これが報酬に替わって、更に所得税法の特例も見直されるということで所得にみなされてしまうと、課税の対象になるということで、配偶者控除ですとかあるいはご本人がお仕事をされている場合にですね、配偶者の扶養から外れてしまうような、そういったケースも懸念されているという状況でございました。女性消防団員は今46名おりますけれども、その中でこの制度改正によって影響の受ける方がどれだけいるかということで調査をさせていただいたんですが、46名中ですね4名の方がなんらかの影響がでるかもしれないと、そのようなお答えでございました。そういった方々についても、具体的に今お仕事をされていて所得がどれだけあるのかということまでは追及はできておりませうけれども、扶養から外れてしまうような所得の金額ですとか、そういったところに到達するのかわからないのか、そういったところを今後、制度改正後については、各署、団の担当者と対象となる方、連携を密にしながらせう、実際の所得の状況ですとかあるいは出動に応じた、改正後になれば出動報酬ということですが、そういった支給額との調整も含めながら、できるだけ連携を密にして女性消防団員の方が活動に参加しやすい体制、そういったものを作っていくということが大切になってくるかなというふうに思っているところだす。

続きまして、年額報酬と出動報酬がございまして、年額報酬については40年以上改正がない

というご指摘がございました。これについては国の基準、今回示された基準も含めてこれまでも国の基準よりも年額報酬が高く現状設定されているという状況がございましたので、ここも消防団長さんとの協議をしながら実際に国の基準を上回っているということで、そこについては改正なりを見送っている経過がございましたのでご理解をいただければと思います。

○議長（東千春議員） 近藤八郎議員

○9番（近藤八郎議員） 3点の内容についてご説明いただきましたので理解できるわけですが、特に女性消防団員の場合は現行46人おられて、そのうちの4人がもしかしたらという話もございましたけども、これは本末を考えますとこれが加入勧誘の障害になる部分ありますので、その苦悩を現場の消防団の人が背負うわけですので、この辺については万全の注意をしていただきたいなと思います。

先ほどありましたけども、検討会から出された報告の中、当初中間報告と最終報告と分かれておりますが、中間報告の時点では今年度でしたけども、それほど早急に改正すべきだという強い調子の内容ではなかったの、ある程度名寄地区においては条件が整うまで先送りをするというような考え方があって、それから内容についても指導機関の道となんらかの交渉をしていけばその経過もこの際明らかにしていただいて、理解を深めることがいいのではないかと思いますので、その点についてお願いします。

○議長（東千春議員） 渡部総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） いま議員からご指摘いただいた通り、実は今年度中に見直しということは見送って来年度にきちっと議論をしながら、あるいは周辺の組合の状況も確認しながら改正をしていこうという考え方を以前持っていたところですが、このことにつきましては、北海道との協議も含めて、こちらからも質問させ

ていただきながらいろいろと協議をしてきたんですけども、実は所得と見做されるかどうか、課税対象というところで国の方針が明確に定まっていなかったという状況がございました。そのことについて、北海道の方に改めて私の方から確認させていただいたんですけども、費用弁償で出動手当のまま、来年度にそのまま入っていった場合についても所得と見做すということが北海道の方からの見解が昨年12月上旬だったと思いますね、昨年の議会があったすぐ後に北海道から情報がありました。その情報の根拠はなんなのかということで問い合わせたところ、先ほども若干お話ししましたが、所得税法の法律の解釈が改められて、これまで特例で出動手当、費用弁償ですけれども、特例で所得と見做されないというルールがあったそうです。その特例っていうのがすべてなくなって、報酬に替わり、課税されるということで、国税庁の方での見解が示されていると、法律的な根拠も改めて、そこで、実は何度も問い合わせしてたんですけども、12月になって初めて明らかになってきたという状況がございまして、そのまま費用弁償のまま置いておいても所得と見做されて課税対象になってしまうというところであれば、国の基準に合わせてですね、更には支給額も増額に一定程度なるような改正を行う必要があるという判断をさせていただいて今回の提案に至ったということがございました。

○議長（東千春議員） 近藤八郎議員

○9番（近藤八郎議員） そういった道との協議の内容もあって今回の提案に至ったということがございしますが、一般的に考えますと基準を示してその額に近づけるという指導というか、そういうことがたとえ消防庁であっても、それぞれの事務組合にですね、そういう通知をするというのはちょっと考えられないのですが、全体的にはそういう検討内容に沿って処遇を改善

するようにということの内容だからだと思っ
ますが、いずれにしてもこの問題については現
場の団長以下、団の役員の方、大変ご苦勞さ
れているので、そのあたりと充分協議をされ
てご理解を得たということで提案に至ったと理解
させていただきます。最後にですね、今後 上
川管内だけの団員の報酬の関係ですけど、それ
についてお伺いしたいんですが、旭川市周辺と
それから大雪と富良野と士別と名寄とオホーツ
ク地区がありますけども、その中で名寄地区と
いうのは、団員の報酬はどの位置に格付けされ
ているのか、あるいはお隣の士別とどのよう
な差があるのか、こういったことをもし調査を
されてそのことがなんら今後の検討には値しな
いという判断で報酬の見直し等を考えなかつた
のか。今日の管理者の執行方針の中でも消防団
員というのは非常勤の特別職の公務員だという
位置づけですから、報酬等を改正する場合にも
やっぱり単純には上げられないと思います。こ
れは担い手確保のこともありますので、いつ消
防団員ばかりなると、それぞれの自治体にはか
なりこういった問題は発生しておりますので、
まずはオホーツク地区にはあって名寄地区がど
の辺に位置しているのか、それと今後も当分の
間 報酬については検討する考えはないとい
うことなのか。それは考え方ですので、これに
ついては私の方から個人の意見は言えませ
んで、どんなことをお考えになっているのかとい
うことをお聞かせいただいで私からは終わ
りたいと思います。

○議長（東千春議員） 渡部総務課長

○総務課長（渡辺敏史君） 年額報酬の周
辺含めてですね、位置づけというところ
でございすけども、実は全道的な金額の
設定でいうと上川管内は高い位置にあ
るといふふうに認識をしております。こ
れは全国的に見ても北海道は高いとい
ふふうに聞いているところでございま

て、上川管内の中で位置づけとしてど
れくらいの位置にあるのかということ
でございすけども、富良野広域連合と
士別地方消防事務組合、ここについ
ては我々上川北部、当組合よりも若
干高く設定されているということ
でございすけども、大雪消防組合、こ
こは同等程度ということで、状況的
には年額報酬が低い設定になつて
いるという認識は私たちは持って
おりません。国の基準も上回つて
おりますし、全道的にも一定程度
高い水準にあるという認識をも
っておりますのでご理解を頂ければ
と思います。

○9番（近藤八郎議員） 議長、す
いません。ちょっと関連でもう1
回いいですか。今の答弁で、
いいです。

○議長（東千春議員） 手短に

○9番（近藤八郎議員） 今の答
弁ですね、大雪消防と同等だとい
う話でしたけども、それはちょ
っと調査不足。旭川市周辺の上
川とね鷹栖が3万6千円、5千
円ですけども、それ以外は全
部 名寄地区よりも上回つて
います。ましてお隣の士別より
も名寄は安いんです。この
状況の中ですから、その辺を
よく調べてね、今回の改正時
期が一番、改正するには適
切な時期だったと思っ
てんですけども、やっぱり基
準等にとられないで
そういった部分も
すごく見た方が
よかつたんじゃないか
というふうに思
つてますので、
その辺よろしく
お願いします。

○議長（東千春議員） ほかに
質疑はござい
ませんか。

岩崎泰好議員

○10番（岩崎泰好議員） 1
点だけお聞き
したいと思
います。今
回の条例の
改正は
ですね、
基本的には
消防団員
の処遇改
善にある
というこ
とで、
処遇改
善の中
身が具
体的には
報酬とい
うか
たちの
処遇改
善だとい
ふふう
に理解
をして
いる
ところ
でござ
いす
が、
それ
につ
いて
は
歓迎
する
中
身
なん
です
が、
実
際
問
題
で
す
ね
現
場
の
中

でこうゆうことがいろいろと起こっています。なかなか自分たちの普段の勤めについてですね、今まで以上に厳しい状況の中では自分の基本とする職業のことをしっかりやらなきゃいけないということを考えるとですね、現在の消防団員の中でも、いわゆる服務規定にあるような出動回数にはどうしても参加できなくて、結果的には0であったり1であったりというふうなですね、そういうやっぱり現実問題として団員の士気はあっても現実 自分の生活を考えたときにですね、そういう状況も生まれてきているということも現場の声からお聞きした経緯もございます。そうなってきますと、今度 現場ではですね、いわゆる職務規律の中でですね、それにある意味違反するようなかたちになりますから、肩たたきのことが始まっているということもお聞きしています。それらのことについてですね、この年額の報酬そのものの考え方というのは、要するに志をもって一消防団員として、一特別職の公務員としてですね、名乗りを上げてやるだけでも、結果としてはなかなか年間の中では出席することは不可能だったということを見ると、この年額報酬の考え方、そういう立場にある方であってもきちっと正當に年額報酬を支出し、又はこの方が胸の張っていただける、そういう報酬なのかということも是非この機会ですから聞いておきたいと思います。

やはり団員が不足していくということも、当然それらのことも関係してきますから、処遇改善というかたちで報酬を上げるのもけっこうですが、そういった自分の生活の中で、大変な部分で消防団員をやめざるを得ないということもですね現実問題起きておりますから、その辺の対応策をどのように考えておられるのか。また、それぞれ消防団員が地域によってばらばらですから、その辺のいわゆる肩たたきのこともですね、現場として実際どういうふうになってい

るのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（東千春議員） 佐々木消防長

○消防長（佐々木幸雄君） 岩崎議員からの貴重なご提言だと思います。ありがとうございます。

消防団員につきましては、先ほど市長の方からもあったんですけど、自らの地域は自らで守るという、崇高な理念のもとに働いている特別公務員というかたちになります。確かに報酬が当たるんですけど、数年前に実は全国的に問題になったのが幽霊消防団員という、いろんな事情があって災害にも出られない、訓練にも出られない、そういう団員が増えているというのが全国的な問題になったということも事実ありまして、その時も国の方で調査等実施してそういう団員は訓練に出させるように、そういうようなふうにしてくださいというような通知もあったような記憶があります。その辺の兼ね合いで、確かに一時期それが問題になった時期は出席できない団員さんに関しては、もしかしたらそういう団長の方からお話があったかもしれないんですけど、それがあればあったことによってその団員数が減っていくと、逆に問題になってくるのかなというのは理解しているところなんです。今ここではっきり結論をいうことはなかなか難しいのですが、その辺の兼ね合いを考えながら、団員の報酬なりも考えて、一定数の団員数の確保をしていきたいと思っております。

○議長（東千春議員） 岩崎泰好議員

○10番（岩崎泰好議員） 話を聞いた方はもうすでに消防団を数十年務められてあと数年で退職も近いという、その方のお話では、私の志の中では努めていきたいけど、状況を考えると今は辞めざるを得ないのかなというような苦渋の決断をせざるを得ないような環境にありますから、だからその、基準とするですね、その服

務規律の中で、訓練等の出動だとかいろいろなことがあるのかもしれませんが、それらのことでもありますね、コロナの関係で中止になったり延期になったりということも当然 中にはでてきますから、それらの救済措置といたしますか、志があっても現実それらに対応できない方に対して、更にしかりと消防団員としてのですね、志を全うできるような救済措置といたしますか、そんなこともこれから検討すべきではないかという考えるところですが、それだけをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（東千春議員） 佐々木消防長

○消防長（佐々木幸雄君） 救済措置については今のところないのが現状ではあります。確かに今コロナ禍の中ということで訓練等も実際にできていない部分もあり、今はおそらくその、やめなさいというようなかたちの、そういうことは今はないのかなと思っておりますが、今のところは救済措置というのは考えてはおりません。

○議長（東千春議員） ほかに質疑は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（東千春議員） 日程第5 議案第2号 令和3年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第2号 令和3年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末にあたり各款の事業の確定に伴い、歳入歳出それぞれ5,988万5千円を減額し、予算総額を12億498万5千円とするものであります。

補正の主なものを、歳出から申し上げます。

2款 総務費 1項 総務管理費につきましては、426万9千円を減額しようとするものであります。内訳は給料、手当、共済費で184万9千円を減額、旅費、需用費を合わせて218万3千円の減額が主なものとなっております。

3款 消防費につきましては、5,496万6千円を減額しようとするものであります。

項別に見ますと、1項 名寄消防費では3,850万8千円、2項 下川消防費では634万円、3項 美深消防費では337万円、4項 中川消防費では356万7千円、5項 音威子府消防費では318万1千円を減額しようとするものであります。

主な内訳としましては、名寄消防費の給料、手当、共済費で2,286万5千円を減額、一般回線電話機更新事業の入札執行残などにより備品購入費を173万8千円減額するものであります。下川消防費では給料、手当で134万円を減額、小型ポンプ更新事業の入札執行残により備品購入費を63万円減額し、美深消防費では、常備、

非常備消防費合わせて旅費を 335 万円減額するほか、燃料単価の高騰などにより需用費を 40 万円増額するものであります。中川消防費では常備、非常備消防費合わせて旅費を 342 万 5 千円減額するほか、需用費において、水槽車の小型動力ポンプの修繕料を 17 万円増額し、音威子府消防費では手当、共済費で 245 万 9 千円を減額、燃料単価の高騰により需用費を 87 万 9 千円増額するものであります。

次に歳入について、ご説明申し上げます。

1 款 分担金および負担金につきましては、本部費等分担率等による経費で 656 万 8 千円、本部が一括で支払う経費で 53 万 7 千円、各消防署に要する経費で 6,926 万 6 千円を減額し、合わせて 7,637 万 1 千円を減額し、収支の均衡を図るものであります。

4 款 繰越金につきましては、令和 2 年度決算額確定により 1,601 万 2 千円を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要を申し上げます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（東千春議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第 2 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号

○議長（東千春議員） 日程第 6 議案第 3 号 令和 4 年度上川北部消防事務組合一般会計予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者

○管理者（加藤剛士君） 議案第 3 号 令和 4 年度上川北部消防事務組合一般会計予算について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、予算の概要についてご説明申し上げます。予算編成にあたりましては、各構成市町村にあつては、引き続き大変厳しい財政状況にあることから、必要な施策の選択と経費の節減を図る一方、消防に寄せられる住民の期待に応えるべく、消防体制の強化や救急業務の高度化をはじめ、各種事業の推進並びに消防職・団員の資質の向上を図ることを重視したところであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 14 億 1,516 万 5 千円で、対前年度比 1 億 6,318 万 8 千円、13 %の増額となっております。増額となった主な要因といたしましては、消防車両および救急自動車の更新並びに高度救命処置用資機材の購入など、高額な主要事業が計上されたことによるものです。

それでは、主要事業について歳出からご説明をいたします。名寄消防費におきましては、経年劣化した高規格救急自動車の更新とその車両に積載する資機材の更新を予定しています。下川消防費では、経年劣化した消防ポンプ自動車の更新、中川消防費では、同じく経年劣化した

水槽付消防ポンプ自動車の更新を予定していません。美深消防費では自動体外式除細動器の更新、音威子府消防費では心臓マッサージシステムの購入を予定しています。

次に、歳入についてご説明申し上げます。歳入につきましては、車両更新に関わる国庫補助金を計上しているほか、使用料および手数料・財産収入・諸収入を自主財源とし、不足する財源は、構成市町村の分担金により、その均衡を図るよう計上したものであります。

予算の執行にあたりましては、効率的な執行に努めることはもとより、消防職・団員の人材育成や消防団員の確保、および消防施設の整備などの消防力の充実強化と併せて、住宅、防火対象物および危険物施設の防火安全対策、救急業務の高度化、新型コロナウイルス感染症への対応など、一層の努力を続ける所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） 追加説明を佐々木消防長

○消防長（佐々木幸雄君） それでは、令和4年度上川北部消防事務組一般会計予算につきまして、追加説明させていただきます。お配りしています令和4年度予算書及び予算説明書の9頁をご覧ください。予算総額は、歳入歳出それぞれ14億1,516万5千円で、前年度比1億6,318万8千円、13%の増となっています。

歳出から説明いたします。まず、はじめに、1年延期されておりました、上川北部消防本部が担当で昨年9月に実施する予定でありました「全消会道支部道北地区広域応援訓練研修会」

は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、4年度に再度延期となりましたので、関連予算も同額を繰り越しています。

1款 議会費ですが、7千円減の78万1千円で、定例会2回、臨時会1回の3回を予定しています。

次に、14頁からの2款 総務費をご覧ください。総務費の予算額は、前年度比167万1千円減の、1億3,498万円を見込んでいます。1項1目 一般管理費 8節 旅費 普通旅費では、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練が、4年度は青森県で開催され、当組合から消火隊1隊、6名が参加する訓練や、全国消防長会の会議などを見込んでいます。講習旅費では、東京の消防大学校へ美深消防署から1名の派遣が予定されています。12節 委託料では、新たに法律顧問業務委託料52万8千円を計上して、法律相談や訟務事務など顧問弁護士の協力が必要になる事案に対応していくためのものです。16頁をご覧ください。17節 備品購入費で、救急救助備品として救助指導会用の空気ボンベ59万4千円を計上しています。この空気ボンベにつきましては、今までは各署で使用しているものを借用してきましたが、空気呼吸器が随時更新されており、規格が変更され使用できなくなったため購入するものです。

17頁の2項1目 監査委員費につきましては、旅費が研修会開催地の関係で5万6千円の減となるほかは、前年度と同額を計上しています。18頁をお開きください。

3項 諸費につきましては、構成市町村の分担率による分担金に基づいて計上しているものではなく、各消防署・支署が単独で加入できない団体などの負担金及び消防本部が一括して行う事業費を計上し予算執行しているもので、前年度比236万3千円減の3,957万1千円を計上しています。減額の主な要因は、需用費の活動服

や防火衣の購入数の減少によるものです。詳細については説明欄及び19頁の表をご覧ください。20頁をお開き下さい。18節 負担金補助及び交付金の救急救命士生涯教育負担金 24万6千円は、4年度から新たに計上するものですが、今までは、各署でそれぞれ支払いしていたものを、本部で一括支払うことで事務の効率化を図ったものです。

21頁からの3款 消防費について説明いたします。ここでは、1項 名寄消防費から5項 音威子府消防費まで、それぞれ常備消防費、非常備消防費、消防施設費として計上しております。

予算額は、12億7,840万4千円で、前年度と比べ1億6,486万6千円の増となっています。

各消防署・支署の特徴的なもの、主な事業についてご説明いたします。100万円以上の、主要事業につきましては、49頁に記載しております。

はじめに、「消防団の定員、任免、サービスの規定に関する条例」の一部が改正されることにより、費用弁償として支給していた出動手当が出勤報酬と改められますことから、すべての署の予算のうち、非常備消防費 1節 報酬に団員出勤報酬が新たに計上され、8節 旅費から費用弁償分が減額されております。

20頁から23頁までの1項 名寄消防費ですが、予算額は5億7,853万円で、1,262万1千円の増となっています。主な事業としましては、高度救急処置訓練人形更新事業、高規格救急自動車及び積載資機材の更新事業、消火栓更新事業となっています。教育関係では、北海道消防学校の火災調査科、救助科にそれぞれ2名、救急科、幹部科、大規模災害 広域応援 指揮課程、指導者教養課程に、それぞれ1名の派遣を予定しております。救急救命士の教育としましては、ビデオ喉頭鏡講習及び病院実習に2名、処置拡大2行為講習に3名を予定しております。次に、25頁から28頁をご覧ください。

2項 下川消防費ですが、予算額は1億8,474万円で、2,734万円の増となっています。主な事業としましては、高度救急処置訓練人形新規購入事業、第2分団詰所前修繕事業、消防庁舎トイレ改修工事、上名寄鉄塔（火の見櫓）撤去工事、第1分団ポンプ自動車更新事業、消火栓更新事業などとなっております。教育関係では、北海道消防学校の救急科、救助科、幹部科にそれぞれ1名の派遣を予定しております。次に、29頁から32頁をご覧ください。

3項 美深消防費の予算額は1億9,102万9千円で、1,638万5千円の増となっています。主な事業としましては、自動体外式除細動器更新事業、緊急通報システムセンター機更新事業、小型動力ポンプ付水槽車の小型動力ポンプ載替修繕事業、消防団員防火衣更新事業、消火栓更新事業などとなっております。職員の教育関係では、北海道消防学校の初任教育とポンプ操法指導員課程にそれぞれ2名、警防科と都市型救助課程にそれぞれ1名の派遣を予定しております。救命士の教育としましては、救急救命士就業前教育、気管挿管病院実習、ビデオ喉頭鏡病院実習にそれぞれ1名を予定しております。次に、33頁から36頁をご覧ください。

4項 中川消防費の予算額は2億2,761万8千円で、1億494万2千円の増となっています。増額の主な要因は、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型更新事業となっています。職員の教育関係では、北海道消防学校の救急科に2名、幹部科に1名の派遣を予定しております。次に、37頁から39頁をご覧ください。

5項 音威子府消防費の予算額は9,648万7千円で、357万8千円の増となっています。増額の主な要因は、心臓マッサージシステム購入事業となっています。教育関係では、北海道消防学校の初任教育に1名を予定しております。救命士の教育としましては、救急救命士就業前教

育、処置拡大2行為講習にそれぞれ1名の派遣を予定しています。続きまして、40頁をご覧ください。

4款 予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上となっています。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明いたします。10頁にお戻りください。

1款 分担金及び負担金につきましては、予算額13億6,902万6千円で、前年度比1億3,190万2千円の増となっています。分担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりですが、右上の表は本部費等分担率による経費に係る分担率、右下に分担金内訳、左下に本部が一括して支払う経費内訳を記載しています。

11頁 2款 使用料及び手数料につきましては前年度と同額を、3款 国庫支出金につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金として、名寄消防の高規格救急車及び積載資機材更新事業に1,339万3千円、中川消防の水槽付消防ポンプ自動車の更新事業に1,741万2千円を計上しています。

4款 財産収入につきましては、5万3千円の減とし、内訳については説明欄のとおりとなっています。12頁をご覧ください。

5款 繰越金につきましては、前年と同額の470万円の計上となっています。

6款 諸収入につきましては、53万5千円の増となっていますが、増額分は、北海道消防学校への派遣職員の給与負担金の増加が要因となっています。

なお、消防本部の運営に係る構成市町村の分担金の分担率の算出基準は4頁の第2表に、市町村別分担金内訳については50頁に記載しています。

以上で、令和4年度一般会計予算の追加説明

とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東千春議員） これより、質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（発言なし）

○議長（東千春議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。これより、採決を行います。議案第3号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議会報告第1号

○議長（東千春議員） 日程第7 議会報告第1号 例月出納検査及び定期監査の結果報告について、を議題といたします。

本件につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、それをもってご了承をお願いいたします。

◎閉会中の継続審査（調査）の申し出

○議長（東千春議員） 日程第8 閉会中の継続審査（調査）の申し出について、を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配布いたしました、議会運営委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長(東千春議員) 以上で、今期 定例会
に付議されました案件は全て議了いたしまし
た。

これをもちまして、令和4年第1回上川北部消
防事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

(午後2時59分)

上記会議のてん末を記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名
する。

議 長

署名議員

署名議員